

宇部市公文書等管理条例（素案）に対するご意見（宇部市議会議員）

該当条項	意見	回答	採用の可否	修正前	修正後
第2条	<p>「公文書」の定義について、公文書が市民への説明責任を果たすためのものなので、「決裁若しくは供覧又は記録管理の意思決定の手続が終了したもの」に限定すべきではないと思います。</p>	<p>「決裁若しくは供覧又は記録管理の意思決定の手続が終了し、」という規定を国や県と同様に、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、」に変更したいと考えています。なお、宇部市情報公開条例についても同様に公文書の定義を変更したいと考えています。</p>	採用	<p>(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、<u>決裁若しくは供覧又は記録管理の意思決定の手続が終了し、</u>当該実施機関が保有しているもの(電磁的記録については、実施機関が現に保有するプログラム又は手段により紙媒体に印刷可能なもの)をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 法令、条例その他の規程により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合における当該公文書 (2) 図書館その他の市の機関が一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物その他の公文書 (3) 特定歴史公文書 3から5まで 省略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、<u>当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、</u>当該実施機関が保有しているもの(電磁的記録については、実施機関が現に保有するプログラム又は手段により紙媒体に印刷可能なもの)をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 法令、条例その他の規程により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合における当該公文書 (2) 図書館その他の市の機関が一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物その他の公文書 (3) 特定歴史公文書 3から5まで 省略</p>

<p>第9条</p>	<p>公文書の管理について、国や県は必要に応じて「実地調査」ができるとされているが、市はそのような規定を設けないのでしょうか。</p>	<p>第9条第3項を新設し、国や県と同様に、「実地調査」に係る規定を追加したいと考えています。</p>	<p>採用</p>	<p>(管理状況の報告等) 第9条 市長以外の実施機関は、公文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。 2 市長は、毎年度、実施機関における公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</p>	<p>(管理状況の報告等) 第9条 市長以外の実施機関は、公文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。 2 市長は、毎年度、実施機関における公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。 <u>3 市長は、第1項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、市長以外の実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。</u></p>
------------	---	---	-----------	--	--

<p>第11条 第4項</p>	<p>「目録」について、具体的項目が列記されていないため、市民の方が調べるといった視点からも国や県のように基本的な項目を記載したほうがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>目録に記載すべき項目について、条文に追加したいと考えています。</p>	<p>採用</p>	<p>(特定歴史公文書の保存等) 第11条 市長は、特定歴史公文書について、第26条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。 2 市長は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。 3 市長は、特定歴史公文書に個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。 4 市長は、市規則で定めるところにより、特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p>	<p>(特定歴史公文書の保存等) 第11条 市長は、特定歴史公文書について、第26条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。 2 市長は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。 3 市長は、特定歴史公文書に個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。 4 市長は、市規則で定めるところにより、<u>特定歴史公文書の名称、保存期間が満了した時点における実施機関の名称、引き続き保存又は移管をした時期その他の</u>特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p>
---------------------	---	--	-----------	---	---

<p>第20条</p>	<p>手数料についての記載をもう少し明確にすべきではないでしょうか。</p> <p>例えば国のように「実費の範囲内」とか、直接市民の負担に係る部分なので、分かり易くする必要がありますと思います。</p>	<p>宇部市情報公開条例に合わせ、規定を変更したいと考えています。</p>	<p>採用</p>	<p>(費用負担)</p> <p>第20条 <u>特定歴史公文書の写し等の交付に要する費用は、利用請求者の負担とする。</u></p>	<p>(費用負担)</p> <p>第20条 <u>特定歴史公文書の利用に係る手数料は、無料とする。</u></p> <p><u>2 特定歴史公文書の写しの交付又は送付を受ける利用請求者は、当該写しの交付又は送付に要する費用を負担するものとする。</u></p>
-------------	---	---------------------------------------	-----------	---	--

第29条	委員会への諮問について、国や県と同様に、公文書の規程や規則を制定する際についても委員会に意見を聴くべきではないでしょうか。	第30条として委員会への諮問に関する規定を追加し、規則や規程の制定改廃についても委員会の意見を聴くことにしたいと考えています。	採用	(宇部市公文書等管理委員会) 第29条 <u>第8条第3項及び第26条第2項に規定する意見の聴取並びに第22条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため</u> 、宇部市公文書等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。	(宇部市公文書等管理委員会) 第29条 <u>公文書等の管理に関する重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議させるため</u> 、宇部市公文書等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
第29条第7項	委員会について、「会議を公開しない」となっています。内容によっては非公開にすべきものもあると思いますが、原則委員会は公開すべきではないでしょうか。	第29条第7項については、削除したいと考えています。	採用	2 委員会は、前項に定めるもののほか、本市の公文書管理制度の運営に関する事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。 3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 <u>7 委員会の会議は、これを公開しない。</u>	2 委員会は、前項に定めるもののほか、本市の公文書管理制度の運営に関する事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。 3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 <u>(委員会への諮問)</u> <u>第30条 市長は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。</u> <u>(1) この条例（第34条を除く。）に基づく規則又は規程の制定又は改廃の立案をしようとするとき。</u> <u>(2) 第8条第1項及び第2項並びに第26条の規定による廃棄をしようとするとき。</u> ※以下第30条から第36条まで1条ずつ繰り下げ

					<p>※第8条第3項及び第26条第2項を削除</p> <p>第8条</p> <p>3 実施機関は、第1項又は前項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、<u>歴史公文書に該当するか否かについて、宇部市公文書等管理委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第26条</p> <p>2 市長は、前項の規定により特定歴史公文書を廃棄しようとするときは、<u>あらかじめ宇部市公文書等管理委員会の意見を聴かなければならない。</u></p>
--	--	--	--	--	--